

随意契約理由

令和7年(2025年)11月4日

契約担当課名	産業振興課
発注担当課名	産業振興課
契約名称	市民農業体験（たまねぎの栽培）委託業務
契約内容	市民農業体験（たまねぎの栽培）に伴う圃場の提供、圃場整備、農機具の整備、苗、肥料の準備、栽培指導、収穫の準備、収穫指導等を行う。
契約締結日 及び契約期間	令和7年(2025年)11月4日 令和7年(2025年)11月4日から令和8年(2026年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市長興寺南3丁目 豊中ファーマーズ 代表 笹部光義
契約金額	200,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)

市民農業体験ができる農地の提供及び農業指導を行うことができ、かつ、豊中市で生産される新鮮でおいしい農産物などを消費者に供給することによって、地産地消の推進を図るとともに、農業に対する理解と農地の保全を目的に、豊中市内で農作物を生産しながら直売会等の事業に賛助する農業者で組織された会が豊中ファーマーズ以外にないため。